

役員報酬規程

社会福祉法人 豊富福社会

社会福祉法人豊富福祉会役員報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人豊富福祉会の定款第8条に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）に対する報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(報 酬)

第2条 役員である理事長の報酬は、月額50,000円を支給する。

(費用弁償)

第3条 役員 of 理事会等への出席については、旅費規程第14条に定める費用弁償を支給する。

(改 正)

第4条 本規定の改正は、理事会の議決を経るものとする。

附 則

この規程は、平成26年10月22日から施行する。